

## 日本でのADR教育の試行と可能性

2006年1月14日

(株)三菱総合研究所  
次世代社会基盤研究グループ  
入江 秀晃(irie@mri.co.jp)

## 本日のプレゼンテーション

1. 調停トレーニングが必要とされる背景
2. 調停トレーニングの意義
3. 調停トレーニングの課題
4. 調停トレーニングの限界

## ご参考

- 調停人養成講座・基礎編が公開されています。中級編も公開予定  
<http://www.jcaa.or.jp/training2004/>

誰でも無料で利用できます。  
活用してのご意見などお知らせください。

## 1. 調停トレーニングが必要とされる背景

### ① 促進型調停システムの成立

- 60年代 .. ベトナム戦争、公民権法
- 70年代 .. 隣人調停、パウンド会議
- 80年代 .. ハーバード流交渉術
- 90年代 .. 制度化(ADR法等)
- 2000年代 .. 統一調停法  
映画エリン・ブロコビッチ

## 1. 調停トレーニングが必要とされる背景

### ② 法サービスのアンバンドリング

- アンバンドリングとは
  - サービスの要素(技術)をバラ売りすること  
例)パック旅行 v.s. ホテルのネット予約
  - 司法サービスが、「事実調査」「対話」「中立人評価」「法情報提供」等にアンバンドルされるか？
- なぜアンバンドリングか
  - サービス化、都市化、IT化
- アンバンドルに対する批判
  - 貧者がフルサービスを受けられない不公平

## 2. 調停トレーニングの意義

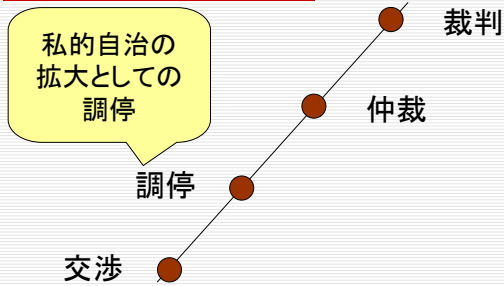
### ① Win-Winの考え方

- 互譲 v.s. Win-Win



## 2. 調停トレーニングの意義

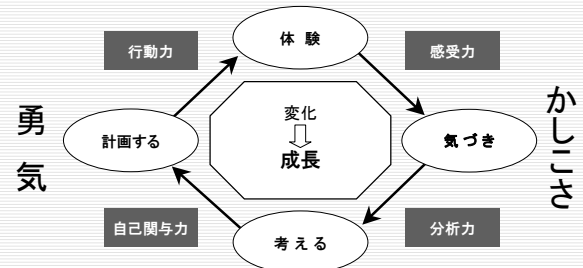
### ② 自主交渉を援助する役割



6

## 2. 調停トレーニングの意義

### ③ 体験型トレーニングの考え方



7

## 2. 調停トレーニングの意義

### ④ トレーニングと調停の類似性

- 前提になる考え方
  - 当事者(受講者)の能力に対する信頼
- 目的
  - 当事者(受講者)の成長
- 方法
  - ロールモデルを調停人(講師)が示す
  - 結論でなく進め方・流れをコントロールする
  - 安全にコミュニケーションできる空間を作る

8

## 2. 調停トレーニングの意義

### ⑤ トレーニングを超える意義-1

- 理論的深化
  - トレーニング内での検討が理論深化につながる？
  - 当事者、相手方の気持ちを考えるグループ討議
  - ロールプレイで建前・本音を分析

「良い理論ほど実践的なものはない」  
クルト・レビン

9

## 2. 調停トレーニングの意義

### ⑤ トレーニングを超える意義-2

- システム設計への示唆
  - ・人と機関双方に必要なこと
  - 「こんなときどうする」を考えておく
    - 利息制限法に違反している合意に双方が納得
    - 当事者の知人の不動産屋さんが代理人と称して現れた場合
  - 法律家との連携
    - 調停ステージ(受付、調停開始、調停途中、合意時等)ごとに何をチェックするか？
    - 関り方(書面チェック、調停人の相談役、同席等)

10

## 3. 調停トレーニングの課題

### ①運営の課題

#### □大変です！

- 準備の大変さ
- トレーナー発見・育成の困難さ(脱・属人)
- 必要な方向性
  - トレーナーネットワーク化
  - ノウハウ共有
  - 継続的改善

11

### 3. 調停トレーニングの課題

#### ②スキル査定の一必要性と形骸化のおそれ

##### □ スキル査定のポイント例

- 調停プロセスコントロールスキル  
例) イシュー(課題)を明確かつ複数設定しているか?
- コミュニケーションスキル  
例) 開かれた質問、言い換えを適切に行っているか?

##### □ 形骸化のおそれ

- 「自己関与度」や「勇気」をどのように査定する?

12

### 4. 調停トレーニングの限界

#### ①現行システムとの整合性構築の必要

##### □ 数十時間のトレーニングの次にどうする?

ひゆ: 教習所、仮免、初心者マーク、ゴールドカード

##### □ 具体的な取り組みと乗り越えるべきポイント

- 別席調停主体の実務にどう取り入れるか
- 弁護士と関連士業の連携方法
- 様々な調停スタイル(評価型等)並存
- 当事者への理解促進

13

### 4. 調停トレーニングの限界

#### ②足りないもの

##### □ 調停人の保護: ADR法に欠ける視点

- 保険: 事故は気をつけても起こりうる
- プリビレッジ(特権): 調停人の責任制限明確化

##### □ 調停運動

- ADRはビジネスチャンスか?
  - 北米でも「専門分野ではあるが職業でない」
- 深化した民主主義の不可欠要素として
  - 本質的に対等な関係を実体的に作り出すこと

14

#### 終わりに

- 促進型調停トレーニングが生まれた背景には、70年代の米国の隣人調停がある。
- 調停トレーニングの意義は、様々あるが、促進型調停が当事者の参加型で行われるのと同様に参加・体験型でなされるところがポイントである。
- トレーニングの試行は広がってきたが、課題・限界を乗り越えた<運動>につなげられるか、ブームに終わるか岐路にある。

15